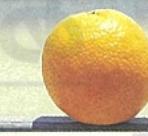


そなえる

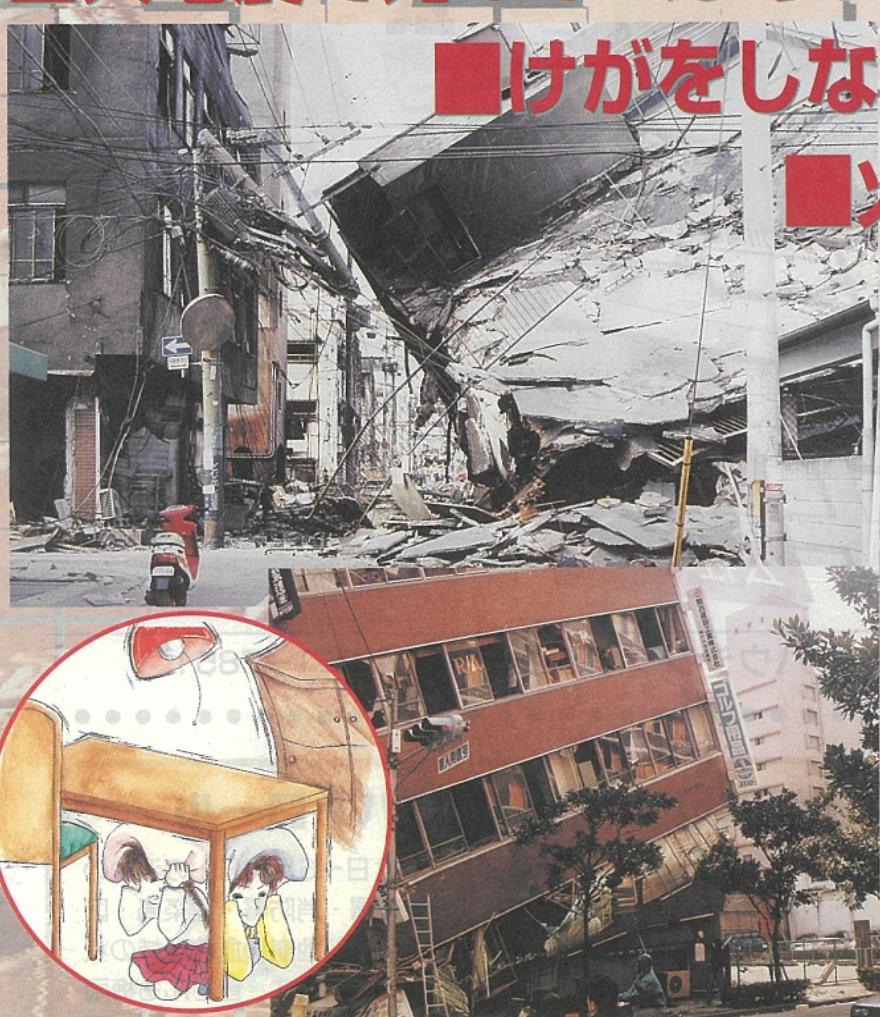
1995 NO.89

毎月15日は
川崎市民地震防災デーです

1995年(平成7)5月20日 発行
○発行/川崎市
○編集/土木局防災対策室
〒210 川崎市川崎区宮本町1番地
電話 (044) 200-2111 内線2840



教訓を生きかそう



●ドーンときたので火は消せず 3日たった後も電気が通ってまた出火●

「地震で恐ろしいのは火災による二次災害」とか「グラッときたら火の始末」と再三言われ、耐震自動消火装置付器具の普及とも相まって、最近では地震による火災の発生件数は少なくなっていました。しかし、阪神・淡路大震災の場合は、突然ドーンと突き上げるようにきた非常に大きな揺れのためにほとんど身動きができず、また、暗い時間帯に停電して家具が倒れガラスが散乱した家の中では、火の始末も初期消火も困難でした。そして、出火の原因となったのは、地震発生時に始末できなかった火だけでなく、自動消火していても余熱が残っていたストーブに接触した可燃物や非常灯として使用したロウソクなどがありました。さらに注目すべきことは、地震発生後12時間～3日後に停電が復旧した時点で、痛んだ電線のスパークやスイッチが入ったままになっていた電気器具等から引火したと考えられる「通電火災」と呼ばれるものがあったそうです。これらのことから、小さな火でも注意して扱い、避難時にはブレーカーを切りガスの元栓を閉め、また、地震後に電気を使い始めるときは漏電やガス漏れをチェックするなど、十分な配慮が必要です。

これほど多くの方が亡くなられ、あるいは財産や生活の基盤を失われた現実の前では、「グラッときたら火の始末/あわてて外にとび出さない/テーブルの下に身を伏せる/家具を固定しておく/安全な空間を確保しておく/落ちると危険な物は高い所に置かない/非常持出品を用意しておく」などといった心得はむなしく感じられます。しかし、最も被害の大きかった神戸市でも全・半壊した建物は総数の3割以下で、残りの建物は一部損壊やほぼ無傷で済んだということも忘れてはなりません。これらの心得は万能というわけではないかも知れませんが、できる限りの手を打ち、少しでも被害を軽減するよう努めることが大切です。

なお、その後、国等行政をはじめ様々な分野で体制や基準の見直しが図られていますが、たとえどのように体制や建築の基準が改められたとしても、日頃からの家庭内の安全対策や発災直後の対応は、やはり皆さん各自がおこなわなければならないということを認識されるようお願いします。

■大地震で死なないように ■けがをしないように ■火災が起きないように

阪神・淡路大震災では、高架道路やビルなど鉄骨・鉄筋コンクリート構造物の倒壊、ライフラインの途絶や道路の大渋滞、困難な消火・救助活動、そして長期間にわたる避難所生活など大地震の恐るべき破壊力と近代都市における便利な生活のもうさをさまざまと見せつけられました。また、その被害の規模や内容は、わが国の観測史上例のない強さで大都市を襲った直下型地震という特異性のためか過去の震災とはかなり異なり、対処方法も従来の常識の通用しないことが多かったです。

では、どのような点が異なっていたのでしょうか。今回の「そなえる」では現時点で判明している事項の一部をお伝えし、大地震に対する備えへの教訓としていただきたいと思います。

●死因のほとんどは建物の倒壊による圧死●

近年の日本では、地震による建物の倒壊件数や死者は比較的少なく(ほとんどの地震で0～30名以下)、100名を超える規模の死者が発生したのは、津波による(日本海中部地震と北海道南西沖地震)ものだけでした。ところが阪神・淡路大震災では、ご承知のとおり5,502名という桁外れに多数の死者が発生し、中でも建物の倒壊(全壊100,209棟、半壊107,074棟)による圧死が圧倒的多数を占めていたそうです。このことから、どのような建物が危険性が高いかを知っておく必要があるでしょう。



◆被害の発生した建物の概要◆

木造

- 築40年以上を経た老朽建物
- 柱や土台が白蟻や腐食により弱っていた建物
- 二階が増築され一階の補強が不十分な建物
- 開口部が多く壁面の少ない建物
- 柱・土台・はり・筋かい等の接合部が金物により補強されていなかった建物

鉄骨・鉄筋コンクリート造

- 1981(昭和56)年の新耐震設計法施行以前の建物
- 開口部が多く壁面がかたよった配置の建物

あなたの家の耐震診断をしてみませんか

=川崎市まちづくり公社「ハウジングサロン」=

今お住まいの住宅やこれから建てようとする住宅が、地震に対して安全であるかどうかの目安を皆さんで簡単に診断できる「地震にそなえて」というリーフレットを建築局建築審査課と各区役所の建築課で無料配布しています。

また、財団法人川崎市まちづくり公社「ハウジングサロン」では、その診断・補強方法などについて無料で相談をお受けしていますので、お気軽にご相談ください。

◆対象

- 在来工法の木造住宅で、2階建て以下の建物
 - 一般的な施工がされ、あまり変形していない建物
 - 老朽化が激しくない建物
- ※建物所有者がお申し込みください。

◆受付日時

- 毎週月、水、金曜日の午前10時から午後4時まで

◆内容

- 簡易診断方法について
- 補強方法について

◆アドバイザー

- 一級建築士

◆必要資料

- 建物の平面図（建築確認通知書）

申込み・問い合わせ先

財団法人 川崎市まちづくり公社 代表 ☎ 211-2503 ●ハウジングサロン 専用 ☎ 211-7851



“自らのまちは自らが守る”ために 市内8町内会を「防火モデル地区」に指定

■ 防火モデル地区とは……

市内8消防署では、各管内それぞれ一地区（町内会・自治会を単位として）を「防火モデル地区」に指定し、火災防止と火災による死者を減少させるため、この地区を重点に防災機器の普及促進を図るとともに、住宅防火診断、広報資機材の配布、防火に関するアンケート調査等をおこなっています。この指定は、実績をみながら3年をめどに順次更新し、今後市内全域に普及拡大してまいります。

■ 災害に強いまちづくりのために……

阪神・淡路大震災の惨状は、まだ皆さんの記憶に新しいことと思いますが、万一あのような災害が発生したときのために、日ごろから市民の皆さん一人ひとりが防火・防災対策に取り組んで、災害に強いまちづくりを真剣に進めておく必要があり、このことからも「防火モデル地区」の果たす役割は大きいものがあります。

《防火モデル地区》

消防署管内	防火(住宅・放火防止)モデル地区
臨港消防署	四谷町内会
川崎消防署	旭港町内会
幸消防署	古市場2丁目町内会
中原消防署	小杉御殿町2丁目町内会
高津消防署	千年町内会
宮前消防署	大塚町内会
多摩消防署	菅町内会
麻生消防署	細山町内会



住宅用防災機器について、消防職員から説明を聞く市民の皆さん

急傾斜地崩壊危険区域パトロール

川崎市では「土砂災害防止月間」（6月1日～6月30日）の活動の一つとして、神奈川県治水事務所・警察署・消防署・建築局・区役所・土木事務所等が合同で、市内の急傾斜地崩壊危険区域の状況調査や崩壊防止施設の点検をおこなっています。皆さんも梅雨シーズンの前に、お住まいの周辺にある崖の状態や安全対策について、もう一度点検してください。

☆斜面のここに注意しましょう

- 斜面に亀裂ができていないか
- 湧き水の量が増えたり濁ったりしていないか
- 斜面がふくらんでいないか
- 雨水が斜面を流れできた溝はないか
- 雨の日に小石がパラパラ落ちてこないか

○崖崩れが心配な場合や崖崩れ防止工事などについての問い合わせ先

●神奈川県川崎治水事務所 ☎ 932-7211

●川崎市土木局防災対策室 ☎ 200-2840

●各区役所総務課

